

## あんばちケアマネセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 安八町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行うあんばちケアマネセンター（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、社協の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護支援業務を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 社協は指定介護支援事業の運営について、管理者並びに職員は次の運営指針に従い業務を遂行する。

- 1 事業は、被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われること。
- 2 社協は、被保険者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力をを行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- 3 社協は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている状態等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと安八郡広域連合（以下「広域連合」という。）との連携を密にし、総合的かつ効果的に介護サービス計画が提供できるよう配慮し努める。
- 4 社協は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に対するサービスの種類等、不当に偏ることのないように、公平、中立に行う。

### (事業所等の名称)

第3条 事業等を行う事業所等の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 あんばちケアマネセンター
- 2 所在地 岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕400番地

### (職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 社協に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名（兼務）
  - (1) 管理者は、社協の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - (2) 支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 2 介護支援専門員 6名（兼務3、専従3）
  - (1) 第2条の運営指針を遵守し、介護支援業務に当たるものとする。
  - (2) 利用者39名又は、その端数を増すことに1名を標準とする。

(執務日及び執務時間)

第5条 執務日及び執務時間は、次のとおりとする。

- 1 執務日 毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 執務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法については、次のとおりとする。

- 1 社協の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時、又は利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- 2 社協は、被保険者の要介護認定等を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間を確認する。
- 3 社協は、安八町内の被保険者から介護等を要する者の早期発見に努め、要介護認定等の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は、被保険者の意思をふまえて速やかに当該申請がおこなわれるよう支援する。
- 4 要介護認定者の更新申請についても、現在の要介護等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。
- 5 社協は、要介護認定者等の居宅サービス計画について、被保険者と家族の意見を尊重して、医療保健サービス並びに福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な居宅サービス計画を作成し、被保険者の承認を得て、サービスの提供の手続きを行う。
- 6 社協は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
- 7 次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知することとする。
  - (1) 介護保険法第24条第2項に規程する、介護給付費等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
  - (2) 偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき

(居宅介護支援事業の内容)

第7条 居宅介護支援事業者の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成
  - (1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を、担当させるものとする。
- 2 利用者に対する情報提供
  - (1) 居宅サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるように配慮する。
- 3 利用者の実態把握
  - (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供

を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような、解決すべき課題を把握しなければならない。

#### 4 居宅サービス計画の原案作成及び課題分析票

- (1) 介護支援専門員は、利用者、家族のサービスの希望並びに利用について、把握された課題に基づき、当該地域における介護給付費等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期、サービス提供をする上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (2) 課題分析表は、居宅サービス計画ガイドラインを使用する。

#### 5 サービス担当者会議の開催及び場所

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者に対し会議に召集、照会等を行うことにより、当該居宅サービス計画の原案内容について専門的な見地から意見を求めるものとする。

#### 6 利用者の同意

- (1) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。

#### 7 サービス実施状況の継続な把握、評価

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者との連携を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて月1回以上訪問し、利用者等の課題把握を行うとともに、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他便宜を図る。

- (2) 利用者等の相談業務は相談室で行う。

#### 8 介護保険施設の紹介等

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への照会その他の便宜を図る。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設から退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等必要な援助を行う。

#### (利用料等)

第8条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。なお、法定代理受領サービスの場合は利用料は無料とする。

#### (通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、安八町内とする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 社協の介護支援専門員や、その職員は正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずることとする。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を周知させる。
  - 3 社協は、職員の質的向上を図るための研修の機会を確保することとする。
  - 4 社協の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
  - 5 サービス担当者会議等に、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、あらかじめ利用者及びその家族の同意を得ることとする。
  - 6 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要したり、社協から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
  - 7 社協には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援に関する記録整備については、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。
  - 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉協議会長と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理体制)

- 第11条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第12条 事業者は高齢者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応をするものとする。
- 1 虐待防止責任者 安八町社会福祉協議会 事務局長
  - 2 担当者 管理者
    - (1) 虐待通報受付
    - (2) 虐待内容の確認及び記録
    - (3) 虐待防止責任者・地域包括センター等への報告・解決策を提案
  - 3 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年7月1日から施行する。  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年8月1日から施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この規程は、平成23年1月11日から施行する。  
この規程は、平成23年5月1日から施行する。  
この規程は、平成23年8月1日から施行する。  
この規程は、平成25年9月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年8月1日から施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年7月1日から施行する。  
この規程は、平成30年7月1日から施行する。  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、令和元年7月1日から施行する。  
この規程は、令和2年3月1日から施行する。  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月13日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程は、令和5年6月20日から施行する。

